

病状説明等の実施時間 についてのお願い

全国的に医師の長時間労働に伴う健康被害が問題となっており、厚生労働省から医師の労働時間短縮に向けた取り組みが求められています。

そのため、当院では医療の質や安全を確保する観点からも、医師が疲弊せずに働けるよう、医師の負担軽減及び労働時間の短縮に向けた取り組みとして、緊急でない患者さんの病状説明等は、原則、病院開院日の勤務時間内に行うことといたします。

病院から申し出る場合を除いて、患者・患者家族等の都合により夜間・休日における説明を希望されてもお断りすることがございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



記

病状説明等の実施時間

1. 説明対応時間（原則）

病院診療日に該当する日

平日 8：30～17：00

2. 適応開始日

平成 30 年 12 月 1 日

**診療上、緊急を要すると主治医が判断した場合には
上記の限りではないものとします。**

以上

独立行政法人地域医療機能推進機構

さいたま北部医療センター

院長